

中国における外資系生保の 団体保険業務の解禁は秒読み

保険研究部門 沙 銀華
saginga@nli-research.co.jp

1. 外資系生保の団体保険業務の解禁の経緯

中国において、外資系生保会社は、今現在団体保険業務を取り扱うことは出来ない。ところが、中国がWTOに加盟した際、加盟各国と交わした約束に、加盟後3年以内に外資系生保会社の団体保険業務を解禁することがある。中国がWTOに加盟した正式な日取りは、2001年12月11日であることからして、外資系の団体保険業務に対する制限は、2004年12月11日前に、解禁される公算が大きいと考えられる。

こうした状況で、すでに中国に進出している外資系生保会社は、団体保険業務解禁に対する各種の準備を行っているようである。

第1に、外資系生保各社は、解禁に備え、団体保険業務を担当するチームを設置、その販売にあたる各種準備を進めている。

第2に、すぐ販売できる団体保険商品の開発および設計も着々と進んでいる。

第3に、団体保険業務を販売する方針・戦略策定にも注力している。

2. 団体保険市場の実態

(1) 団体保険市場の現状

中国系の生保各社は、その販売能力の大部分を団体保険に注ぎ販売している。その理由として挙げられるのは労力対効果の問題であろう。

個人向けの商品を多めに販売してもその利益が少ないが、団体保険の契約を取り付けた場合、一つの契約でも何百万元、何千万元、極端に言えば、数億元の保険料を得るケースもある。

図表 - 1 中国生保保険料と団体保険料収入の推移

	保険料収入 (A)	団体保険料収入 (B)	割合% (B/A)
1999	885.1	205.2	23.2
2000	1000.6	206.2	10.6
2001	1421.6	174	12.2
2002	2275.2	415.6	18.3

(資料)「中国保険年鑑」各年号より作成。

例えば、太平洋保険公司の場合、2003年度の生保保険料収入の中で、団体保険料収入が32%を占めている。個人代理人のチャネルでの保険料収入は37%、銀行窓口販売は29%であり、その他の販売チャネルは2%である。このように、団体保険料収入が、ほぼ3分の1を占めていながらも、それら団体保険の販売人員はわずか50名前後であり、数千人の個人代理人部隊と人数の差が歴然としている。人件費や効率で計算すると、その格差も明らかに大きいと分かる。また、こういった企業戦略は他の中国系生保会社も軒並み同様の状況であると言えるだろう。

(2) 中国系生保の主な団体保険商品

(団体年金保険) 団体年金保険は配当付きであり、当該保険は、まず保険契約者である企業が法人専用口座を作るが、被保険者である職員・労働者の個人口座で開設することも可能である。

(団体傷害保険) 団体傷害保険は、被保険者が不慮の事故で亡くなった場合、または重大な後遺症が残る場合に、死亡保険金・後遺症保険金が受取人に給付されるものである。

(団体医療保険) 団体医療保険は、社会保険である健康保険を補足するため開発された団体保険商品である。

(外来補充団体医療保険) 職員・労働者が一般外来または救急外来となった場合に、その医療費用が社会保険である健康保険(基本医療保険)の保険金給付スタートラインの金額を下回った場合、その自己負担部分について、保険会社がてん補責任を負い、保険金を給付するものである。

(入院補充団体医療保険) 入院補助団体医療保険の仕組みは、外来補充団体医療保険と似ている。

(団体特殊疾病定期生命保険) 昨年中国で大流行したSARSに対応する団体保険である。被保険者がSARSに感染し死亡した場合、死亡保険金を給付する商品である。

(団体特殊疾病入院補助医療保険) 上記のSARSに対応するもので、入院費用の補助を目的とした団体医療保険である。

(その他の団体保険商品) 上記以外に変額団体年金保険、団体重大疾病保険、学生・児童団体入院保険、学生団体付加傷害医療保険(学生団体傷害特約)、学生平安保険(生命保険)、建築工事団体傷害保険、ガスを使用する世帯の傷害保険、「旅行傷害保険」、「乗客傷害保険」も取り扱われている。

(3) 団体保険が人気のある原因

企業が団体保険に加入する目的は様々だが、次に掲げる4つにまとめることができる。

人材対策としての団体保険加入

簡単に在職中の会社を退職し、転職するという姿勢が、現在中国における普通の就職観である。企業の経営側にとって能力が高く、優秀な人材を保有することは、難しい問題であり、企業の福祉厚生充実の一環として団体保険を企業

幹部に提供することは、人材対策としての点から購入企業の思惑と一致する。

福祉厚生の向上を目的とした団体保険

国有企業を改革して株式会社体制に移行する際、職員・労働者に対する福祉厚生を充実させるために、団体保険に加入するケースがある。

不慮の事故に備える目的の団体保険

これは会社の職員・労働者の労災、または不慮の事故に備えるために、団体傷害保険・定期保険などに加入するケースである。特に製造業や運送業などでこの種の団体保険への加入ニーズが高いといえるだろう。

税金対策としての団体年金保険

企業の経営状況が良く、利益が事前予測より上回った場合で、中国の現行税法によれば、会社資産として留保した利益にはかなりの税金が掛かることになる。中国系生保会社は団体年金保険の特徴を利用し、企業側の税金対策(実はある種の「脱税行為」として余剰金への課税は避けられる、というふれこみで、団体年金保険への加入を推進するケースがある。

3. 団体保険業務が解禁された後の展望

外資系生保会社への団体保険販売制限が12月をもって解禁されると、団体保険業務市場の競争は、もっと激しくなるだろう。

外資系生保が集中している上海の場合、外資系生保と中国系生保の団体客をめぐる販売競争が苛烈である。そのような状況下、当然ながら中国系・外資系問わず企業をターゲットとして狙っており、中国系生保各社との競争は避けて通れない状況にある。

また、外資系生保は、先行している競争相手(中国系生保)との実力の差が大きく、仮に直ちに参入したとしてもその競争は熾烈を極めると予想される。

外資系生保に団体保険業務が解禁された後、団体保険業務市場はどのように変化するかについて、興味深いと考えられる。